

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例（平成25年秋田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「34,000円（」を削り、「ついて」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては38,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては29,000円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「18,000円」を「20,000円」に、「5,000円）」を「6,000円」に改め、同条第2号中「）と」を「）および」に、「次号に掲げるものを除く」を「法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める計算方法のみにより行われる場合に限る」に改め、同号の表中「71,000円」を「74,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に、「120,000円」を「123,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「204,000円」を「208,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に、「293,000円」を「298,000円」に、「83,000円」を「85,000円」に改め、同条第4号を削り、同条第3号中「当該計画が」を削り、「により行われるもの」を「のみにより行われる場合」に改め、同号の表中「34,000円」を「36,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「107,000円」を「110,000円」に、「46,000円」を「48,000円」に、「162,000円」を「166,000円」に、「83,000円」を

「85,000円」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る計画（法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することについて市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合に限る。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	55,000円（適合証を提出する場合にはあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	92,000円（適合証を提出する場合にはあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	159,000円（適合証を提出する場合にはあつては、48,000円）
5,000平方メートル以上の場合	231,000円（適合証を提出する場合にはあつては、85,000円）

第2条第5号中「計画（」を「計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの（以下「工場等」という。）であるものに限る。）（」に、「前号の表」を「次の表」に改め、同号に次の表を加える。

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	26,000円（適合証を提出する場合にはあつては、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	34,000円（適合証を提出する場合にはあつては、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	47,000円（適合証を提出する場合にはあつては、29,000円）

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	109,000円（適合証を提出する場合には、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	160,000円（適合証を提出する場合には、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	198,000円（適合証を提出する場合には、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	244,000円（適合証を提出する場合には、212,000円）

第2条第6号中「係る計画」の次に「（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものに限る。）」を加え、同号の表中「89,000円」を「22,000円」に、「9,000円」を「11,000円」に、「112,000円」を「30,000円」に、「16,000円」を「18,000円」に、「150,000円」を「41,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「243,000円」を「102,000円」に、「77,000円」を「85,000円」に、「318,000円」を「153,000円」に、「122,000円」を「135,000円」に、「382,000円」を「189,000円」に、「154,000円」を「170,000円」に、「448,000円」を「234,000円」に、「192,000円」を「212,000円」に改め、同条に次の3号を加える。

(7) 複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものを除く。）（次号に掲げるものを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	241,000円（適合証を提出する場合には、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	302,000円（適合証を提出する場合には、18,000円）

1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	389,000円（適合証を提出する場合には、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	554,000円（適合証を提出する場合には、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	682,000円（適合証を提出する場合には、135,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	806,000円（適合証を提出する場合には、170,000円）
25,000平方メートル以上の場合	920,000円（適合証を提出する場合には、212,000円）

- (8) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準に適合する複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物に係る計画（計画に係る複合建築物の非住宅部分又は人の居住の用以外の用に供する建築物の用途が工場等であるものを除く。） 計画に係る次の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

床面積	金額
300平方メートル未満の場合	93,000円（適合証を提出する場合には、11,000円）
300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	118,000円（適合証を提出する場合には、18,000円）
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	155,000円（適合証を提出する場合には、29,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	250,000円（適合証を提出する場合には、85,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	326,000円（適合証を提出する場合には、135,000円）

10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の場 合	392,000円（適合証を提出する場合に あつては、170,000円）
25,000平方メートル以上の場 合	459,000円（適合証を提出する場合に あつては、212,000円）

(9) 複合建築物に係る計画（第2号から前号までに掲げるものを除く。） 計画に係る建築物の住宅部分について第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額および計画に係る建築物の非住宅部分について第5号の表、第6号の表、第7号の表又は前号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じそれぞれこれらの表の右欄に定める額を合算した額

第3条第1号中「17,000円（」を削り、「ついて」の次に「、市長が認める計算方法のみにより行われる場合にあっては19,000円、市長が認める方法と市長が認める計算方法とを併用して行われる場合にあっては14,500円、」を、「方法」の次に「のみ」を加え、「9,000円」を「10,000円」に、「2,500円）」を「3,000円」に改め、同条第2号中「および第3号」を「から第4号まで」に、「変更」を「変更後の計画」に、「又は第3号の表」を「、第3号の表又は第4号の表」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「前条第5号」の次に「および第6号」を加え、「変更に係る同条第4号の表」を「変更後の計画に係る同条第5号の表又は第6号の表」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「前条第6号」を「前条第7号および第8号」に、「変更に係る同号の表」を「変更後の計画に係る同条第7号の表又は第8号の表」に、「同表」を「これらの表」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1号を加える。

(5) 前条第9号に掲げる計画の変更 次に掲げる額を合算した額

ア 住宅部分に係る計画の変更にあっては、変更後の計画に係る住宅部分の前条第2号の表、第3号の表又は第4号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分

の1を乗じて得た額

イ 非住宅部分に係る計画の変更にあつては、変更後の計画に係る非住宅部分の前条第5号の表、第6号の表、第7号の表又は第8号の表の左欄に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれこれらの表の右欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

第4条第1項中「第2条第1項」を「第2条第1項第2号」に改め、同条第2項中「であつて、当該建築物が建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物であるとき」を削り、「を同法」を「を建築基準法」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。